

令和5年10月26日

美濃加茂市政記者クラブ 御中

美濃加茂市経営企画部
キャリアサポート課

美濃加茂市職員の懲戒処分等の公表について

令和5年10月25日付で、次のとおり職員3名に対して懲戒処分等を行いましたので、公表します。

1. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金(令和3年度分)の納付遅延に伴う延滞金の発生について(令和5年8月10日公表)に対する処分等

1	被処分者	健康こども部 係長 30代
	処分内容	戒告
	処分理由	令和3年度に国から交付された「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」において、令和5年3月17日付 交付額確定通知により返還金が発生していたが、実績報告書提出時点の返還金は発生しないとの誤った認識により、返還手続きを怠り、国に対する返還金納期限が遅延し、延滞金77,756円の支払いが必要となった。 そのことにより、市政に対する信用を失墜させた。
	根拠規定等	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号 美濃加茂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)
処分年月日	令和5年10月25日	
2	被措置者	健康こども部 課長 50代
	措置内容	文書訓告
	処分理由	令和3年度に国から交付された「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」において、担当職員の誤った認識により、国庫負担金返還事務が行われず、国に対する返還が遅れ、77,756円の延滞金を支払うに至った。 そのことに関し、課を統括する監督者として、担当職員に対する適切な指導監督を怠った。
	根拠規定等	地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止) 指導監督上の措置
処分年月日	令和5年10月25日	
3	被措置者	健康こども部 部長 50代
	措置内容	口頭注意
	措置理由	令和3年度に国から交付された「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金」において、担当職員の誤った認識により、国庫負担金返還事務が行われず、国に対する返還が遅れ、77,756円の延滞金を支払うに至った。

		そのことに関し、部を統括する監督者として、担当職員に対する適切な指導監督を怠った。
	根拠規定等	地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止） 指導監督上の措置
	措置年月日	令和5年10月25日

2. 市長コメント

この度の国庫負担金返還事務に関し、職員の誤った認識に伴う事務処理により、市民の皆様に対し、多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことに心よりお詫びを申し上げます。

改めまして、一つひとつの事務に対し、しっかりと制度や処理を理解し、全職員が適正、適切な事務の執行に努め、市民の皆さんの期待と信頼に応える組織づくりに努めてまいります。

令和5年10月26日 美濃加茂市長 藤井 浩人

【お問い合わせ先】

美濃加茂市経営企画部キャリアサポート課

課長 佐合芳文

電話：0574-25-2111